【シンガポール】健康情報法の制定

海外立法情報課　澁谷　由紀

＊2026 年 1 月 12 日、シンガポール国会で、ヘルスケア提供機関等に対し、個人に関する健康情報を全国電子健康記録システムに登録することを義務付ける法律が可決された。

1　背景と経緯

シンガポールでは 2011 年から、患者の主要な健康情報を収集・保管する全国的なリポジトリである全国電子健康記録（National Electronic Health Record: NEHR）システムが稼働し、病院・診療所等のヘルスケア提供機関の間で患者の健康情報が共有されてきた。NEHR の目的は、複数のヘルスケア提供機関の間の連携によって、ヘルスケアの質の向上を安価に実現することである[1]。しかし、ヘルスケア提供機関の中でも、診療所（かかりつけ医）等の民間外来医療機関の NEHR 利用率は低く、患者の健康情報の NEHR への登録を行っている民間外来医療機関の数は少なかった[2]。そこで、ヘルスケア提供機関等に対し、個人の主要な健康情報を NEHR システムに登録することを義務付ける[3]「2026 年健康情報法」（以下「2026 年法」）[4]が、2026 年 1 月 12 日に国会で可決され、同年 2 月 3 日に大統領により裁可された（同年 7 月 13 日現在、未施行）。2026 年法は、全 9 部 114 か条及び附則 4 編から成る。

2　2026 年法の主な内容

(1) 健康情報等の定義

個人に関する健康情報は、個人に関する管理情報及び個人に関する臨床情報から成る。個人に関する管理情報は、①個人による医療又は地域保健サービスの利用、②個人に対する医療又は地域保健サービス等の提供、③個人に関する公的援助の受給資格、④その他についての情報であって、臨床情報ではない情報である。個人に関する臨床情報は、①個人に関する身体的・精神的健康、②個人に関する診断・治療等についての情報のいずれか又は両方である（第 3 条）。

(2) 健康情報の登録等

個人に関する健康情報[5]の登録は、ヘルスケア提供機関等が行う[6]。当該情報の登録並びに当

＊　本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2026 年 7 月 13 日である。

[1] NEHR Guidelines Workgroup, “Guidelines on appropriate contribution, use and access to National Electronic Health Record (NEHR): For Healthcare Professionals,” 2026.3.13, p.5. Health Information Act website <https://www.healthinfo.gov.sg/files/Guidelines_on_Appropriate_Contribution__Use_and_Access_to_National_Electronic_Health_Record__NEHR__March_2026.pdf> NEHR はシンガポール保健省が所有し、シンガポールのヘルステック機関であるサイナップス（Synapxe）が管理している。NEHR にはこれまで、①患者基本情報、②入院歴及び外来歴、③退院時サマリー、④臨床検査結果、⑤放射線検査結果、⑥服薬歴、⑦手術歴又は処置歴、⑧アレルギー及び薬物有害反応の記録等の情報が蓄積されてきた。“Frequently asked questions,” Synapxe Pte. Ltd. website <https://www.synapxe.sg/healthtech/national-programmes/national-electronic-health-record-nehr>

[2] 2022 年末時点の民間外来医療機関の利用率は 30%強で、うち 12%が患者の健康情報を登録していた。“Parliamentary QA: Expenditure on and utilisation of National Electronic Health Record system,” 2023.3.22. Ministry of Health website <https://www.moh.gov.sg/newsroom/expenditure-on-and-utilisation-of-national-electronic-health-record-system/>

[3] 病院・診療所等のほか、小売薬局、公的機関等にも義務付けられた。後掲注(9)を参照。

[4] Health Information Act 2026 (No.1 of 2026). <https://assets.egazette.gov.sg/2026/Legislative%20Supplements/Acts%20Supplement/02.pdf>

[5] なお、2026 年法では、NEHR 上で利用可能な健康情報を、アクセス可能な健康情報と定義している（第 3 条）。

[6] 後述(3)を参照。

該情報及びその派生情報[7]のアクセス・取得・開示に、本人の同意は不要である（第 11 条）[8]。

(3) 情報登録特定事業者（specified contributor）に対する健康情報登録の義務付け

情報登録特定事業者[9]は、個人に関する健康情報を登録しなければならない（第 12 条）[10]。

(4) 健康情報に対するアクセス・取得の可否

労働者の雇用・昇進・解雇、労務提供者とプラットフォーム事業者[11]等の契約締結、保険の加入・更新に関する審査、保険金の請求等を目的とするアクセス・取得はできない（第 6 条）。

(ⅰ) 本人又は本人の代理人並びに本人がアクセス・取得を許した個人

本人又は本人の代理人は、本人の健康情報に対するアクセス・取得ができる。代理人とは、①本人が 21 歳に達していない者の場合、実親・養親・継親・後見人、②本人が意思能力を欠く者[12]の場合、法定後見人等である。本人が 21 歳以上で当該意思能力を有する者の場合、本人がアクセス・取得を許した個人は、本人の健康情報に対してアクセス・取得ができる（第 17 条）。

(ⅱ) 情報利用特定事業者（specified users）又は情報利用承認事業者（approved users）

情報利用特定事業者[13]は、個人に対するヘルスケア・サービスの提供及び検査[14]を目的とする場合、当該の個人の健康情報に対してアクセス・取得できる（第 19 条）[15]。情報利用承認事業者（approved users）は、医療・地域保健サービスの提供又は公衆衛生を目的とする場合、あらゆる個人の健康情報に対してアクセス・取得できる（第 20 条）[16]。

(5) 健康情報に対するアクセス・取得等の制限

個人は、自己の健康情報に関して、アクセス制限の実施又は解除を請求できる（第 31 条）[17]。

---

7 派生情報とは、一人又は二人以上の個人に関する健康情報及びそれらの抜粋又は複製である（第 6 条）。所定の基準及び要件を満たす者又は公的機関は、保健大臣に対し、派生情報の取得を申請できる（第 25 条）。

8 ただし、(4)で後述するとおり、本人の請求により、アクセス制限の実施又は解除ができる。

9 情報登録特定事業者とは、①ヘルスケア・サービス法（Healthcare Services Act 2020 (No.3 of 2020). <https://sso.agc.gov.sg//Act/HSA2020> 以下「HCSA」）免許を保持する、a)急性期病院、b)外来手術センター、c)生殖補助医療、d)臨床検査室、e)コミュニティホスピタル、f)有事医療、g)核医学、h)介護施設、i)外来歯科医療、j)外来医療、k)外来腎臓透析、l)放射線に係るサービスを提供する機関、②小売薬局免許保持機関及び③①②以外の者又は公的機関をいう（第 12 条、第 1 附則第 1 部第 1 欄）。

10 外来歴、薬剤有害事象（副作用）歴、薬剤オーダー（処方）歴、調剤歴、投薬リスト、接種済ワクチン、心機能解析、手術記録、歯科記録、外来診断/主訴等、退院時サマリー、救命救急部/一般救急ケアサマリー及び診療情報提供書に関する情報のうち、該当する情報を登録しなくてはならない（第 1 附則第 1 部第 1 欄及び第 2 欄）

11 「プラットフォーム労働者法」第 3 条、第 4 条、第 1 附則に規定された、配達サービス及び配車サービスを提供する事業者をいう。Platform Workers Act 2024 (No. 30 of 2024). <https://sso.agc.gov.sg/Act/PWA2024>

12 「2008 年意思能力法」第 4 条に規定された、精神又は脳の機能障害等のため、自ら決定を下すことができない者をいう。Mental Capacity Act 2008 (2020 Revised Edition). <https://sso.agc.gov.sg//Act/MCA2008>

13 情報利用特定事業者（specified users）とは、①HCSA 免許を保持している、a)急性期病院、b)外来手術センター、c)生殖補助医療、d)血液バンク、e)臨床検査室、f)コミュニティホスピタル、g)さい帯血バンク、h)救急車、i)ヒト組織バンク、j)医療搬送、k)核医学、l)介護施設、m)外来歯科医療、n)外来医療、o)外来腎臓透析、p)放射線に係るサービスを提供する機関、②小売薬局免許保持機関及び③①②以外の者又は公的機関である、a)国防省、b)内務省、c)シンガポール軍、d)シンガポール民間防衛隊、e)シンガポール刑務所をいう（第 19 条、第 2 附則第 1 部第 1 欄）。

14 検査とは、健康診断、解剖、死因究明、診察／医学検査、医学・精神医学・心理学的評価等である（第 3 附則）。

15 ただし、アクセス・取得が可能なのは、権限を与えられた個人（authorised individual）等に限られる（第 19 条）。例えば、急性期病院における権限を与えられた個人等とは、登録医療技術者、登録歯科医師、登録医師、登録助産師、登録看護師、登録検眼医、登録口腔（くう）健康セラピスト、登録薬剤師、聴覚士、臨床心理士、栄養士、臨床検査技師、調剤助手、足科医及び未登録薬剤師をいう（第 2 附則第 1 部第 1 欄及び第 2 欄）。

16 情報利用承認事業とは、保健大臣が承認した者又は公的機関等である。アクセス・取得の対象となる個人の健康情報の種類、権限を与えられた個人の名等は、官報に掲載される（第 20 条）。

17 全ての健康情報に対するアクセス・取得・開示を防止することを「クラス 1 のアクセス制限」、健康情報の種類及び属性、適用対象者、アクセス・取得・開示の目的及び時期等に応じ、アクセス・取得・開示を防止することを「クラス 2 のアクセス制限」という。「クラス 2 のアクセス制限」の種類は、保健大臣が規定する（第 29 条）。